

香川県長尾土木事務所ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務 仕様書

第1条 適用

本仕様書は、香川県(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)が締結する、令和8年度香川県長尾土木事務所ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2条 業務範囲

乙は、別表-1の設備について、本仕様書に基づき点検・整備を行うものとする。
なお、軽微な障害修理については、点検・整備の範囲に含まれるものとする。

第3条 業務期間

業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- 1 業務期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、この期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
- 2 通常点検業務は原則として夜間、休日、祝祭日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要があると甲が認めた場合及び障害時等の対応については、前記に関わらず業務を行うものとする。

第4条 業務計画

乙は、通常点検の着手までに業務計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

第5条 通常点検の種別及び周期

- 1 通常点検は、本仕様書及び別添の点検基準に基づき行うものとする。なお、この点検基準における点検周期2ヶ月、3ヶ月又は6ヶ月を簡易点検、12ヶ月を精密点検に読み替えることとする。なお、上記要領に記載されていない項目であっても、機能確認上必要と思われるものについては行うものとする。
- 2 点検種別は、簡易点検と精密点検の2種類とし、各々1回実施するものとする。精密点検は別表-2に示す期日までに終了させるものとし、各点検の詳細な実施時期については甲と協議の上決定するものとする。また、雨量計については、精密点検1回、簡易点検3回の計4回とし、雨量計に異常がないか見回りを行い、局舎付近の伐採や清掃も合わせて行うものとする。
- 3 通常点検において設備に異常が認められた場合は、甲に報告を行い、今後の対応について協議するものとする。
- 4 点検に伴いシステム等の停止が発生する場合は、停止日の2週間前までに予定工程表を提出すること。
- 5 原則として、雨天時は雨量・水位・ダム諸量データの欠測の可能性がある点検は行わないものとする。ただし、緊急の点検が必要と認める場合はこの限りではないが、甲と協議の上、対応を決定するものとする。

第6条 消耗品の交換及び対象設備の確認

乙は、本業務の履行において、消耗品の交換の必要を確認した場合及び業務期間中に対象設備の確認作業等を依頼された場合については、甲と協議の上、対応するものとする。

第7条 障害時等の対応

突発的な対象設備の故障、破損等が認められた場合、下記のとおり対応する。

- 1 障害発生を確認した場合は、速やかに現地に向かい現地調査を行った後、直ちに甲に報告するとともに、甲と協議の上、応急復旧作業を行うものとする。また、障害対応後1週間以内に障害内容の報告書を作成し、甲に提出することとする。
- 2 応急復旧作業や軽微な部品の交換等で対応できない故障又は機器設置時の瑕疵によるものと判明した場合は、可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものと

する。また、対応に要した費用の分かる資料については、甲から提出を求められた場合は速やかに提出すること。

第8条 異常気象時の対応

乙は、以下に示す異常気象時には、甲の指示する場所において待機するものとする。

- 1 東讃地域に高松地方気象台より大雨または洪水に関する警報が発表されたとき。
- 2 台風の接近により、県下に高松地方気象台より暴風警報が発表されたとき。
- 3 洪水等に対する危険があるとダム管理事務所長が判断したとき。

第9条 点検・調査時の手続き

1 乙は、通常点検や障害時等において、国有林へ入林する場合は、四国森林管理局(HP :

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/>)へ入林届を提出する必要があることから、事前に甲と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、通常点検や障害時等において、国有林又は保安林内で枝打ち等を行う場合は、東部林業事務所や四国森林管理局へ保安林内伐採申請等が必要な場合があることから、事前に甲と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

3 千足ダム無線反射板は国有林内に施設があることから、第1項及び第2項について、特に留意すること。

第10条 停電時の対応

乙は、庁舎の点検等のため停電の発生が予告され、対象機器に影響を及ぼす恐れがある場合には、あらかじめ甲と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

第11条 貸与資料

本業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。また、第9条の手続きを要する範囲を示した図面(国有林・保安林位置図、千足ダム無線反射板関係図面等)を貸与する。

第12条 日報等の整備

本業務の実施にあたっては、日報等を整備し、甲より指示があれば、すみやかに提出しなければならない。また、毎月業務実施内容を甲に報告しなければならない。

第13条 保証等

1 本業務を行うに当たっては、対象設備について十分熟知した上で行うものとし、必要であれば対象設備の設置者に確認を行うよう日頃より努めるものとする。

2 本業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により事故・障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

第14条 疑義

1 乙は、本仕様書に記載なき事項については、甲と乙で協議するものとする。

2 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく甲に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

第15条 成果報告書の提出

乙は、業務完了時に日報や点検結果報告書等を取りまとめた成果報告書を書面1部及び電子媒体1式にて提出するものとする。また、対象設備の管理台帳にも記入・入力を行うものとする。

第16条 点検結果の引継

本業務終了後、甲から本業務に関する問合せを受けた場合、乙は誠実にこれに協力するものとする。